

広島県環境影響評価技術審査会 第14回第1部会議事録

(1) 開催日時

平成28年6月6日(月) 10:00~12:00

(2) 出席者の氏名

委員：西田委員 日比野委員 中井委員 石岡委員 久我委員 内藤委員 吉田委員 矢野委員
参考人：瀬戸内共同火力株式会社

(3) 会議に付した議案の件名

福山共同発電所更新計画の環境影響評価方法書に係る審査について

(4) 議事の概要

- 環境保全課長の挨拶の後、日比野部会長の議事進行により議事が開始された。
- 第1部会委員8名中、出席委員8名で、広島県環境影響評価に関する条例施行規則第47条第5項の定足数(半数以上)を満たした。
- 西田委員を議事録署名委員に指名

■事業概要、手続の経過について

(事務局) 資料1により説明

■住民意見の概要と事業者の見解について

(事務局) 資料1により説明。

委員から単位の記載方法等を統一するよう指摘があった。

■福山市長意見について

(事務局) 資料1により説明。

(以下、資料1及び2を用いた事務局の説明は省略し、内容に係る議論のみ記載)

■全体的事項について(資料1P7)

(委員) 3つ目の福山市長意見の内容「最新の科学的知見に基づく調査・予測・評価」を行うよう求める部分について、事前に送付のあった資料1には、知事意見(案)への反映欄に「事業者に過大な負担を強いる恐れがある」と記載があったが、今回資料1からその記載が削除された理由は何か。

(事務局) 事前に送付した資料1は案で、本日までに若干の修正を行った。

削除した理由について、事業者は、経済産業省が公表している「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」(以下「手引」と記載する。)に基づいて環境影響評価を行うとしており、手引に記載されている手法が最新のものであると考えられるため、記載の必要はないと判断した。

■ 環境影響評価項目の設定について（資料1P8～9）

（委員） 流向・流速等の項目が選定されていないが、負荷が減少することに伴う変化に対しての評価は必要ではないか。

例えば、資料1のP4に、冷却水量が約74万m³/日から約59万m³/日に減少するとあるが、減少することで生態系等に影響を与える場合があるのではないか。

（部会長） 流向・流速の項目は選定されていないが、別の項目で水質等の調査は行われているため、そちらの調査結果を利用できると考えられるがどうか。

（事務局） 「温排水」による影響を評価するための流向・流速の調査は行われる。

（委員） 了解した。選定しない理由はもう少し丁寧に記載すべきと考える。

（部会長） 事務局には、他の項目で調査される場合等は、その旨を記載するなど、分かりやすい記載をお願いしたい。

■ 大気環境（大気質）について（資料1P10～11）

（委員） 今回の予測について、新2号機設置後にその予測が正しかったかどうかを確認するような調査は行われるのか。

（参考人） 着地濃度をシミュレーションにより予測するが、予測を行うための現況調査については、県の一般大気測定局のデータを用いている。

運転開始後に一般大気測定局で濃度が極端に上昇するということがなければ、予測結果が妥当であったことを検証できると考えている。

準備書段階で、県と相談しながら環境監視の計画を作成するので、次のステップとして考えていきたい。

（委員） 知事意見（案）イの「最新鋭のばい煙処理施設の導入」に関して、窒素酸化物に関する意見とするのであれば、「脱硝設備」や「燃焼排気処理」と表記するべきではないか。

（事務局） 具体的に記述するよう知事意見（案）を修正する。

■ 大気環境（騒音・振動）について（資料1P15～16）

（委員） 工事の規模はどの程度か。例えば、現状に比べ、工場を行き来する車両が何%増えるといったことは分かるか。

（参考人） 計画している2地点の主要な輸送経路は交通量が非常に多く、平日2万台前後の交通量があり、大型車の割合も多く1割以上はあると思う。事業者の工事計画は、詳細は今後決定するものであるが、2万台というオーダーから見ればわずかなものになると計画している。

（委員） 地域特性では4地点を示しているが、予測するのは2地点となっている。残りの2地点は主要な輸送経路沿いにはないということによいか。

（参考人） 地域特性に記載の4地点は、事業者が測定した場所ではなく、行政が行っている調査地点である。

事業者としては、主要な輸送経路沿いの2地点を選定して予測・評価を行うものである。

(委員) その2地点は、地域特性に記載の4地点とは重なっておらず、新たに設置するものか。

(参考人) 4地点は方法書P60に記載されているとおり、実際は発電所から離れており、あくまで文献として整理したデータである。

■ 大気環境(その他)について(資料1P18)

(委員) 今回導入するタービンは低周波音が発生するものなのか。

(参考人) 基本的には、発生する前提で調査するものではなく、確認のために行うという位置づけである。

発電所の敷地境界から約500mの地点に民家があるため、騒音・振動に加え、低周波音も測定することで問題がないことを確認したいという意図である。

(委員) 現在使っているタービンに比べ、低周波音は増加するのか、しないのか。

(参考人) 低周波音は回転数に依存する。新2号機の回転数は、既設の2、3号機から変更するものではないため、特に低周波音が増加するとは認識していない。

(委員) 現状の施設の低周波音を周辺で測定したことはあるのか。

(参考人) 今回の環境調査で初めて測定することとなる。

(委員) 特に今回調査項目に加えた理由は。

(参考人) 周辺の方から苦情を受けているということは一切ないが、騒音・振動の項目を調査するに当たり、同じ機械で測定が可能であることから、低周波音についても確認のために行う。

(委員) 知事意見(案)の「影響が可能な限り低減されているか検討すること」について、「可能な限り」とは、実験的に振らなければ分からないことであり、現実的な文章なのか。

(部会長) 指摘のとおり文章として違和感があるため、影響が生じる程度ではないことを確認するよう意見する方が良いと考えるがどうか。

(事務局) 表現を修正する。

■ 水環境(水質)について(資料1P19)

(委員) 影響要因の2行目には、「排水、温排水」とあるが、選定理由の欄には、「一般排水」と記載されており、この違いは何か。

(参考人) 「温排水」は海水であり、一般排水は、発電所の設備から生じる排水のことである。方法書P23に記載の「純粹装置」や「発電プラント」等から発生する排水を総称して一般排水と呼んでいる。

(委 員) 水質の調査地点は、海域の動植物の調査地点と関連づけるなどの配慮があってよいと考えるがどうなっているか。

(参 考 人) 今回の調査ポイントも関連付けて設定しているつもりである。
一般排水は、JFE の製鉄所の排水路へ流し、方法書 P25 に記載の排水口から海へ排出する。
それを考慮して、海域環境の調査ポイントも設定している。

(委 員) 近辺での漁業はどの範囲で行われているのか。

(参 考 人) 方法書 P171 に漁業権の区域図が示されており、この範囲で漁業が行われていると考えられる。

(委 員) 区画以外に漁業者が入ってくることはないのか。

(参 考 人) 漁業をすることもあると思うが、明確な範囲については把握していない。

(委 員) 資料 1 P20 の記載方法について、福山市長意見は反映しないということであれば、反映しないと記載すべきである。その上で理由を述べた方が分かりやすい。

(事 務 局) 今後は分かりやすい表記とする。

■ 水環境（底質，その他）について（資料 1 P25, 26）

(委 員) P8 で流向及び流速は測定しないとされていたが、P26 で測定するとなっていることについて説明いただきたい。

(参 考 人) 流向・流速については、参考項目に「地形改変及び施設の存在」、「温排水」の 2 つの影響要因が示されており、今回、海底の浚渫等を行って新たに施設を建設するものではないため、「地形改変及び施設の存在」の項目については選定しないということである。

■ 動物・植物について（資料 1 P27）

(委 員) 意見なし

■ 景観・人と自然との触れ合いの活動の場について（資料 1 P36～39）

(委 員) 交通量等の調査地点は、騒音等の調査地点と同じか。

(事 務 局) 同じである。

■ 廃棄物，温室効果ガス等について（資料 1 P40, 41）

(委 員) 現在、重油タンクが設置されていることが写真等から確認できるが、「工事期間中」とは、どの時点からを指すのか。タンクの撤去開始時からなのか、建設するところからなのか。それによって産業廃棄物の予測は変わってくると考えられる。

(参 考 人) アセス上の工事期間は、タンクを撤去し、更地の状態からである。
タンクの撤去はアセスとは関係のない、発電所の運用上から計画されていたものである。

廃止する2号機、3号機についても撤去せずに置いておくことになるため、廃棄物の量としてはそこまで多くないと考えている。

(委員) 温室効果ガス等とあるが、温室効果ガスは二酸化炭素だけではなく、メタンなども含まれることから「等」となっていると考えるが、メタンは漏れ出てくることはないという前提で二酸化炭素だけが対象となっているのか。

もう1点は、知事意見(案)について、「削減効果等」とあるが、等は不要ではないか。

(参考人) メタンは燃焼するので、排出することはない。

(委員) その他、亜酸化窒素等、温室効果のあるものについては記載すべきではないのか。

(参考人) 温室効果ガス等となっているが経済産業省の手引きによれば、この項目は二酸化炭素について評価することになっているため、事業者としてはこれに従っているということである。

(委員) 二酸化炭素以外を行わないのであれば、「温室効果ガス等」としている部分について、等を削除するか「二酸化炭素」にすることはできないのか。

(部会長) 二酸化炭素に限定してしまうと、それ以外は評価しなくてもよいと捉えられる恐れがあるため、等がついているものと考えられる。問題となりうるものがある場合は評価する必要がある、というのがアセス法上の趣旨である。

事務局には、表現の修正等を検討し、住民等が正しく判断できる分かりやすい記載にしていきたい。

(事務局) 2点目の指摘の「削減効果等」の等については削除する。

二酸化炭素以外の温室効果ガスの取扱について検討し、知事意見(案)を修正する。

■ 全体審議について

(委員) 資料1についてP10の選定項目には、「硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等」となっており、P11の知事意見(案)アは「硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん」となっており、整合がとれていないのではないのか。

また、P10の地域特性では、光化学オキシダント及び微小粒子状物質は環境基準に適合していないとしているが、P11の知事意見(案)イでは光化学オキシダントに対してのみ意見している。微小粒子状物質は加えなくてよいのか。

(部会長) より適切な言葉を選んで、文章を作成していただきたい。

(事務局) 文章の修正を検討する。

(委員) 知事意見(案)全体的事項(1)の事業計画や工事計画の具体化とは実施のことを指すのか。それとも、計画をより具体的に立てるということか。

(事務局) 現在、示されている計画の概要をより具体的なものにするという趣旨である。

(委員) 今回の審査が、事業者が適切に環境影響評価を行うことができるかどうか検討している方法を評価する、という視点からすれば、知事意見(案)の「検討を行うこ

と」という表現は具体性がないと考える。

より一層の環境影響の低減について評価を行うよう求めるのが知事意見になるのではないか。

(委 員) 現在、まだ調査を行っていない段階であり、評価の結果については、準備書に対する知事意見の段階で取りまとめる必要がある。

(委 員) この知事意見(案)自体が準備書に対する意見のようになっており、先走ったものになっているのではないか。

市長意見で事業全体について意見しているため、知事意見として反映しているという位置づけか。

(事 務 局) いただいた意見については、整理して修正を検討したい。

委員のご指摘のとおり、現在は、環境影響評価の方法に対する意見を述べる段階であり、「環境影響の低減についての検討」は、予測・評価を踏まえた結果として行うものであるため、準備書段階で述べられるのが通常である。ただし、市長意見として述べられた重要な意見でもあるため、表現を修正のうえ、反映したいと考える。

(委 員) 知事意見(案)全体的事項(3)の環境影響評価に関する「図書」とあるが、図書に限定する理由はあるのか。

(部 会 長) 基本的には、その場に行かなければ閲覧できないという考え方があると思うが、インターネットに掲載するという事はないか。

(事 務 局) 著作権の問題があるため難しいと考える。

■ 答申の作成について

(部 会 長) 出された意見を踏まえ、内容の修正を行うが、修正については、部会長にご一任いただきたいがよろしいか。

(委 員) (異議なし)

この議事録は、平成28年6月6日に開催された、広島県環境影響評価技術審査会第13回第1部会の議事と相違ないことを認めます。

平成28年6月 日

議事録署名委員

印